



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 人事委員会規則

*37 職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

○ 告示

1243 口頭により開示請求をすることができる個人情報
(総務学事課)

1244 i D C設備等の賃貸借及び運用に関する業務委託
に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(総務事務集中課)

1245 有害図書等の指定 (青少年課)

1246 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)

1247 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指
定 (障害福祉課)

1248 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取し
た意見の概要 (商工振興課)

1249 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防
するための検査の実施 (畜産課)

1250 保安林の指定 (森林整備課)

1251 " (")

1252 保安林の指定の解除予定 (")

1253 平成17年度C A L S / E C第2号和歌山県公共工事
等電子入札システム構築及び賃貸借に係る一般競争
入札に参加する者に必要な資格等 (技術調査課)

○ 選挙管理委員会告示

81 政治団体の設立の届出

82 政治団体の届出事項の異動の届出

83 政治団体の解散の届出

84 政治団体の解散に係る収支報告書の要旨

85 資金管理団体の届出事項の異動の届出

○ 公告

入札公告 (総務事務集中課)

" (技術調査課)

二級河川南部川水系河川整備計画の策定 (河川課)

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第37号

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年9月2日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用等に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第242条第1項」を「第211条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1243号

和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を次のように定める。

平成17年9月2日

和歌山県知事 木 村 良 樹

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求を することができる期間	口頭により開示請求を することができる場所
事務の名称	開示する内容		
採石業務管理者試験	総合得点	合格発表の日から1月間	砂防課

和歌山県告示第1244号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、i D C設備等の賃貸借及び運用に関する業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次の

ように定める。

平成17年9月2日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 調達役務

i D C設備等の賃貸借及び運用に関する業務委託

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、

次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- ウ 県が定める情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号)第2条第2号に掲げる業務について、同要綱第9条に基づき資格を有する旨の通知を受けた現に有効な競争入札参加資格審査結果通知の写し
- エ 県が示す仕様書及び作業実施計画作成要領に準拠する作業実施計画書

(2) (1)のア、イ及びエに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成17年9月2日(金)から平成17年9月9日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に、4に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成17年9月14日(水)までに和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成17年9月9日(金)から平成17年9月22日(木)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に4で掲げる場所で受け付ける。

4 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館1階
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2294
(FAX 073-441-2288)

5 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

6 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成17年9月2日(金)現在において、次の要件を満たしているものとする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱第2条第2号(システム運用・管理)に掲げる業務について、同要綱第9条に基づき資格を有すると認められた者
- (5) 2の(1)のエに掲げる作業実施計画書について、和歌山県の仕様を満足するものを提出した者であること。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により平成17年9月30日(金)までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成17年10月7日(金)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成17年10月12日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、4に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1245号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成17年8月23日指定した。

平成17年9月2日

和歌山県知事 木村良樹

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	月刊アサヒ芸能エンタメ 9月号	17901-09	徳間書店
月刊誌	ザ・ベストMAGAZINESpecial 9月号	14077-9	KKベストセラーズ
雑誌	画像掲示板徹底攻略マニュアル	04932-08	ぼうすたーん
月刊誌	お宝ガールズ 9月号	02257-09	コアマガジン
月刊誌	Beppin School 9月号	07971-09	英知出版
月刊誌	Bejean 9月号	17645-9	英知出版
月刊誌	関西マンゾクパラダイス 10月号	02203-10	シーズ情報出版
月刊誌	シティへブン関西版 10月号	14273-10	ダブリュオウコーポレーション
月刊誌	PINmaga 8月号	不明	Hアッシュ

月刊誌	J-SPARK 9月号	86257-09	トライマックス
-----	-------------	----------	---------

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定番号	名称	所在地	指定年月日
御歯 33-17	菌歯科クリニック	御坊市湯川町財部 931-5	平成 17.8.11

和歌山県告示第1246号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年9月2日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1247号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1項に基づき公示する。

平成17年9月2日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3000020 0212144	社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市文里1丁目15番13号	森川末男	ふたば神島台グループホーム	田辺市たきない町 22-19	知的障害者地域生活援助事業	平成 17.9.1
3000020 0213142	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市たきない町22番15号	川崎元	みなべ第二鹿島ホーム	日高郡みなべ町芝 448-3	知的障害者地域生活援助事業	平成 17.9.1

和歌山県告示第1248号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年9月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
モンティグレ
和歌山市七番丁26-1 他9筆
- 意見の概要
 - 騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び和歌山県公害防止条例を遵守してください。
 - ごみの集積場所については、悪臭や飛散に関して十分注意し、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮してください。また、分別収集にご協力願います。
 - 和歌山城公園の前に立地しているため、良好な景観の形成に配慮してください。また、広告物を変更表示し、又は広告物を変更掲出する場合は、和歌山市屋外広告物条例による申請をしてください。
- 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)
- 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成17年9月2日から平成17年10月3日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1249号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づく監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施する。

平成17年9月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 実施の目的
家きんサルモネラ感染症(病原体がサルモネラ・プロラム又はサルモネラ・ガリナルムによるものに限る。)の発生予防のため。
- 実施する区域
海草郡美里町
- 実施の対象とする家畜の種類及び範囲
鶏(種鶏について、概ね飼養羽数の10%、最少100羽)
- 実施の期間
平成17年10月1日から平成17年10月31日まで
- 検査の方法
血清反応(平板急速凝集反応)

和歌山県告示第1250号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に

より、次のように保安林の指定をする。

平成17年9月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林の所在場所 田辺市上野字大谷16、16の3(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大谷16・16の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1251号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年9月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林の所在場所 田辺市長野字左本1842の1・1842の4(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1252号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年9月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 解除予定保安林の所在場所 海南市下津町方字丸尾2151
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1253号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項、自治法令第167条の5の2及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、平成17年度CALS/EC第2号和歌山県公共工事等電子入札システム構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成17年9月2日

和歌山県知事 木村良樹

1 調達役務

平成17年度CALS/EC第2号和歌山県公共工事等電子入札システム構築及び賃貸借

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア コンソーシアムでないとき

(ア) 競争入札資格審査申請書

(イ) 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号。以下「要綱」という。)第9条に規定する、競争入札参加資格審査結果通知書の写し(入札参加資格があると記されたもの)

(ウ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(エ) 和歌山県公共工事等電子入札システム構築及び賃貸借に係る仕様書(以下「仕様書」という。)に対する提案書

(オ) 担当技術者経歴書

(カ) ISO9001の認証を取得していることを証する書類

イ コンソーシアムとして申請するとき

次の(イ)及び(ウ)については構成員毎に提出すること。

<p>(ア) 競争入札資格審査申請書(コンソーシアム用)</p> <p>(イ) 要綱第9条に規定する競争入札参加資格審査結果通知書の写し(入札参加資格があると記されたもの)</p> <p>(ウ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状</p> <p>(エ) 仕様書に対する提案書 コンソーシアムとして提出すること。</p> <p>(オ) 担当技術者経歴書 コンソーシアムとして提出すること。</p> <p>(カ) ISO9001の認証を取得していることを証する書類 コンソーシアムの構成員のうちの代表者が提出すること。</p> <p>(キ) コンソーシアム協定書 コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。</p> <p>(2) (1)の(ア)及び(ウ)から(オ)まで又は(1)のイの(ア)、(ウ)から(オ)まで及び(キ)に掲げる申請書類の用紙と質問書については、県で定めるものとし、平成17年9月2日(金)から平成17年9月9日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く、毎日午前10時から午後4時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に、5に掲げる場所で配布を行う。</p> <p>(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成17年9月12日(月)から平成17年9月27日(火)までの間(休日を除く。)に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>3 資格審査説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館405会議室</p> <p>(2) 日時 平成17年9月9日(金)午後2時から</p> <p>4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所 平成17年9月12日(月)から平成17年9月27日(火)までの間(休日を除く。)の午前10時から午後4時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に5に掲げる場所で受け付ける。</p> <p>5 資格審査申請書類の配布の場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課</p>	<p>郵便番号 640-8585</p> <p>電話番号 073-441-3081</p> <p>ファクシミリ番号 073-428-1810</p> <p>6 申請書類に使用する言語 申請書類に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>7 入札参加者の資格 この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者とする。ただし、コンソーシアムとして参加する場合は、構成員は3者以内とし、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で参加することはできない。</p> <p>(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。</p> <p>(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。 コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。</p> <p>(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。 コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。</p> <p>(4) 要綱に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加者資格名簿の登録区分「システム分析・開発」に登録されている者であること。 コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについても要綱に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、かつ、コンソーシアムの構成員のうちのいずれかが競争入札参加者資格名簿の登録区分「システム分析・開発」に登録されている者であること。 ただし、登録されていない者にあつては、要綱第6条第2項に従い、4に定める資格審査申請書類の受付期限までに登録されている者であること。</p> <p>(5) ISO9001の認証を取得していること。 コンソーシアムにあっては、構成員のうちの代表者がこの要件を満たすものであること。</p> <p>(6) 次の資格又は認定等のいずれかを有する担当技術者が、少なくとも2名属していること。 なお、当該資格等については担当技術者経歴書に記載し、これを証する書類を添付すること。</p>
---	--

- ア 技術士法(昭和58年法律第25号)にもとづく技術士であって情報工学部門の資格を有する者
- イ 経済産業大臣から次の情報処理試験合格認定を受けている者
 - (ア) システム監査技術者
 - (イ) 特種情報処理技術者
 - (ウ) プロジェクトマネージャ
 - (エ) アプリケーションエンジニア
 - (オ) ネットワークスペシャリスト
 - (カ) テクニカルエンジニア(ネットワーク、データベース又はシステム管理)
- ウ 財団法人日本情報処理開発協会が行う情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)審査員登録において主任審査員の登録を受けている者

8 資格審査の留意事項等

- (1) 資格審査は、別冊「和歌山県公共工事等電子入札システム構築及び賃貸借に係る競争入札参加資格審査申請説明書」により申請され受理した申請書類に基づき、その内容を審査することにより行うこととし、必要に応じてヒアリングを行うことがあるので留意すること。
 なお、ヒアリングを行う場合は申請者(コンソーシアムで申請のあったものについては、代表者)あてに別途その旨通知する。
- (2) 申請書類のうち提案書は、仕様書及び和歌山県公共工事等電子入札システム構築及び賃貸借に係る提案書作成要領に準拠し、作成すること。
- (3) 入札参加資格申請者が落札し本県と契約を締結した場合、本県の仕様書遵守を前提として、上記提案書の内容に拘束されるものとし、本県からの特段の指示がない限り提案書の内容を契約締結後変更できないものとする。

9 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、平成17年度CALS/EC第2号和歌山県公共工事等電子入札システム構築及び賃貸借における競争入札参加資格結果通知書により平成17年10月7日(金)までに通知する。

なお、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

10 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成17年10月18日(火)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成17年10月27日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

11 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、資格審査申請の結果、参加資格があることを確認された者が1者の場合は、入札を取りやめることとする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年9月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
東中ひでと後援会	木村栄作	北田義則	那賀郡那賀町名手市場1363	平成17.7.15	政治団体	
奥村のり子後援会	西上勝美	海野恒信	和歌山市中之島1422	平成17.7.15	政治団体	
紀の川市民党	橘和延	井戸本広昭	那賀郡粉河町粉河407番地	平成17.7.20	政治団体	
坂本康隆後援会	妹背博	谷坂和彦	那賀郡那賀町名手市場1063	平成17.7.20	政治団体	
笹田邦一を育てる会	西本圭吾	井端尚司	那賀郡那賀町藤崎341番地	平成17.7.22	政治団体	
はじめ会	山内行雄	森川晃好	那賀郡粉河町粉河2019	平成17.7.22	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第82号
 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定
 による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法

第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年9月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
春陽会	主たる事務所の所在地	新宮市大橋通2-1-3	新宮市神倉2-2-35	平成 17.5.30	政治団体	
	会計責任者	竹嶋秀雄	佐藤幹子			
和歌山県看護連盟	名称	和歌山県看護連盟	日本看護連盟和歌山県支部	平成 17.7.25	政治団体	
谷口和樹後援会	主たる事務所の所在地	田辺市鮎川597-6	田辺市鮎川658-5	平成 17.7.28	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第83号
 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定
 による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規
 定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年9月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解 年 月 日	届 散 年 月 日	出 日
木村良樹後援会那賀郡連合会	服部一	平成17.7.15	平成17.7.19	
笹田邦春を育てる会	阿部哲	平成17.7.22	平成17.7.22	

谷口和樹後援会三川支部	向井教泰	平成17.7.28	平成17.7.28
加藤国司後援会	長谷昇	平成17.7.10	平成17.8.3

和歌山県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定
 による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第
 20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成17年9月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成16年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	木村良樹後援会 那賀郡連合会	笹田邦春を育てる会	加藤国司後援会
報告年月日	平成17年3月11日	平成17年3月16日	平成17年3月16日
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額	2,300,000	0	8,377
ア 前年繰越額	0	0	8,377
イ 本年収入額	2,300,000	0	0
2 支出総額	2,300,000	0	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計	2,300,000	
	(a) 個人分 (うち特定寄附)	2,300,000	
	(b) 法人その他の団体分		
	(c) 政治団体分	2,300,000	
(イの寄附のうちあっせん によるもの)			
(イ) 政党匿名寄附			
ウ 機関紙誌の発行その他の			

	事業による収入			
	エ 借 入 金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
	カ そ の 他 の 収 入			
4 支 出 の 内 訳	ア 経 常 経 費	2,300,000		
	(ア) 人 件 費	2,297,100		
	(イ) 光 熱 水 費			
	(ウ) 備 品 ・ 消 耗 品 費	2,900		
	(エ) 事 務 所 費			
	イ 政 治 活 動 費			
	(ア) 組 織 活 動 費			
	(イ) 選 挙 関 係 費			
	(ウ) 機 関 紙 誌 の 発 行 その他の事業費			
	(a) 機 関 紙 誌 の 発行事業費			
(b) 宣 伝 事 業 費				
(c) 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開催事業費				
(d) そ の 他 の 事 業 費				
(エ) 調 査 研 究 費				
(オ) 寄 附 ・ 交 付 金				
(カ) そ の 他 の 経 費				
5 資 産 等 の 状 況				
	(* 印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)			

和歌山県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年9月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
佐藤春陽	新宮市長	春陽会	主たる事務所の所在地	新宮市大橋通2-1-3	新宮市神倉2-2-35	平成17.5.30

公 告

入 札 告 白

i D C設備等の賃貸借及び運用に関する業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成17年9月2日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号 平成17年度物品電調第2号
- (2) 調達役務の名称及び数量

i D C設備等の賃貸借及び運用に関する業務委託一式

- (3) 調達役務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 業務履行の場所

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課が指定する場所

(5) 契約予定期間

平成17年10月14日(金)から平成22年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成17年和歌山県告示第1244号に規定するi D C設備等の賃貸借及び運用に関する業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館1階
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

(2) 日時

平成17年9月2日(金)から平成17年9月9日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例

第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成17年9月14日(水)までの間に和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成17年10月14日(金)午後2時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2の資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する所属の名称

及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2294

(FAX 073-441-2288)

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、調達手續の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased:

Internet Date Center ; 1 unit

1 Complete System

(2) Time-limit for tender: 2:30 p.m. 14 October 2005

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division,

General Affairs Department,

Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, 640-8585 Japan

TEL 073-441-2294(FAX 073-441-2288)

入札公告

平成17年度CALS/EC第2号和歌山県公共工事等電子入札システム構築及び賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令(平成17年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成17年9月2日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成17年度CALS/EC第2号

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県公共工事等電子入札システム構築及び賃貸借一式

(3) 調達役務の仕様等

入札説明書による。

(4) システム設置場所、納入場所

和歌山県庁南別館(仮称)他和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課が指定する場所

(5) 契約期間等

和歌山県公共工事等電子入札システム構築及び賃貸借(以下「構築等業務」という。)の納入期限及び賃貸借期間は、次のとおりとする。

ア システム設計及び構築、他システムとの連携等(以下「システム構築等」という。)の納入期限

契約の日から平成18年3月31日まで

イ 賃貸借(運用保守、技術支援、実証実験支援、システムに係る操作研修等含む。)期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成17年和歌山県告示第1253号に規定する構築等業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

(2) 日時

平成17年9月2日(金)から平成17年9月9日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く、毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成17年9月12日(月)から平成17年9月27日(火)までの間(休日を除く。)に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館405会議室

(2) 日時

平成17年9月9日(金)午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館中会議室

イ 入札日時

平成17年10月28日(金) 午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の平成17年度CALS/EC第2号和歌山県公共工事等電子入札システム構築及び賃貸借における競争入札参加資格結果通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の平成17年度CALS/EC第2号和歌山県公共工事等電子入札システム構築及び賃貸借における競争入札参加資格結果通知書の写しを同封のうえ、平成17年10月28日(金) 午前9時30分までに和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

(1) 入札書には、システム構築等に係る見積金額と賃貸借(運用保守、技術支援、実証実験支援、システムに係る操作研修等含む。)に係る見積金額との合計額を記載する。この場合賃貸借に係る見積金額は、賃貸借期間全期間の額とし、次の金額の合計額とする。

当該期間の月額賃貸借料×60か月(平成18年4月1日から平成23年3月31日までの全期間の見積額)

(2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして入札参加するときは、構成員の

うちの代表者又は代表者から委任されたものが入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合は、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうちの代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合は、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは入札を無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込

みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約に関する事項

契約額は、契約金額として総額を記載するとともに、システム構築等の額としてシステム設計、構築及び他システムとの連携等の金額の合計額を記載し、賃貸借の額として賃貸借月額(運用保守、技術支援、実証実験支援、システムに係る操作研修等に係る費用を含む。)を記載するものとし、落札価格に基づき、別途県から示す算定方法等から勘案し県が定める金額を限度として当該記載金額を定めるものとする。

15 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加する入札は取りやめることとする。

16 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3081

ファクシミリ番号 073-428-1810

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased:
An electronic bid system of Wakayama Prefectural public construction
1 Complete System
- (2) Date and time for tender : 11:00 a.m. 28 October 2005
- (3) Contact point for the notice :
Engineering Affairs Research Division at
Prefectural Land Development Policy Bureau in
Prefectural Land Development Department of
Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, 640-8585
Japan
TEL 073-441-3081 (Facsimile 073-428-1810)

二級河川南部川水系河川整備計画の策定

河川法(昭和39年法第167号)第16条の2第1項の規定に基づき、二級河川南部川水系河川整備計画を次のように定めたので、同条第6項の規定により公告する。

平成17年9月2日

和歌山県知事 木村良樹

第1章 流域・河川の概要

第1節 流域の概要

第1項 流域の地形・地質・気候・土地利用

(1) 流域の地形

南部川は、和歌山県日高郡みなべ町に位置する流域面積96.5km²、幹川流路延長35kmの二級河川である。

南部川は、その源を和歌山県日高郡みなべ町虎ヶ峰(標高789.5m)に発し、東神野川等の諸支川を合わせながら、旧南部川村の中央を西流し、途中流れの向きを南西に変え、右支川市井の川・玉川を合流後、南部平野に出て、河口部付近において左支川古川を合流し、南部湾に注いでいる。

(2) 流域の地質

流域の基盤となる地質は、上流部が砂岩、頁岩により構成される日高川群層が主体で、中・下流部においては、泥岩により構成される音無川群層が主体となっている。

(3) 流域の気候

南部川流域の気候は、黒潮の影響を受けおおむね温暖で、気温の変化も小さく、夏の暑さ、冬の寒さともに厳しいものではない。年降水量は、平野部で約1,500~2,000mm、山間部で約2,000~3,000mmとなっている。

(4) 流域の土地利用

流域の土地利用状況を見ると、山地が全体の約90%を占めており、水田等の農地が全体の約2%程度となってい

る。一方、宅地は全体の約5%で、下流域に形成された市街地と点在した集落によって構成されている。

第2項 流域の人口・産業

(1) 流域の人口

南部川流域を形成するみなべ町の人口は、平成12年度に14,735人、平成16年度に14,629人であり、その変動をみると比較的安定しているものの、若干の減少傾向を示している。また、世帯数では、平成12年度に4,370世帯、平成16年度では4,427世帯となっており、若干の増加傾向となっている。

(2) 流域の産業

南部川流域を形成するみなべ町の産業出荷額割合は、平成13年統計によると、一次産業14%、二次産業49%、三次産業37%となっている。流域の産業は、温暖多雨な気候に恵まれている地域であることから、果樹農業が産業の中心をなしている。中でも梅の栽培については、日本一の産地として名を馳せている。

第3項 流域の歴史・文化

奈良時代より拓かれた条里制の耕作地が広がる南部平野、熊野古道の渡し場として栄えた南部漁港、また、本県の広域基幹軸として整備が進む近畿自動車道紀勢線沿線には、縄文時代中期の集落跡や高土土居城跡の外濠とみられる遺構があり、南部川流域は、古くから栄えた地であることがうかがえる。

その他、南部川流域には数多くの歴史・文化、観光施設がある。「ごりょうさん」と呼ばれ、県文化財にも指定されている須賀神社をはじめ、高城天宝神社、清川天宝神社等の歴史・文化施設やうめ振興館、紀州備長炭振興館、鶴の湯温泉などの観光施設がある。

第4項 流域に関連するプロジェクト等

南部川流域は、紀中における「にぎわい溢れる自立的発展圏」を目指す田辺・御坊圏域に属している。関西国際空港や近畿自動車道の南伸、南紀白浜空港のジェット化、重要港湾日高港の整備によって、京阪神をはじめとする全国各地へのアクセスの利便性が向上し、他地域との交流がより一層拡大する中、和歌山県田辺・御坊地方拠点都市地域基本計画等、地域を大きく変貌させるプロジェクトが推進されている。

また、旧南部町では平成8年8月に公共下水道事業が着工、さらに平成12年4月には、「田辺湾流域別下水道整備総合計画」が立てられた。旧南部川村でも平成7年度に農業集落排水事業が着工され、南部川流域の生活排水対策が進められている。

また、農地造成及び南部平野の土地区画整理等の広域農

業基盤の整備(圃場整備)が進められている。一方、南部川では水辺の貴重なオープンスペースを利用し、まちづくりと一体となった水辺空間整備を図るため、「南部川ふるさとの川整備事業」を実施している。

第2節 南部川の現状と課題

第1項 治水に関する現状と課題

南部川流域に被害をもたらし、明確に記録に残る最も古い洪水としては、明治22年8月18日(西暦1889年)の洪水(流失倒壊家屋120戸、死者17名)があげられる。その後、昭和28年7月18日の梅雨前線豪雨では、死者1名、負傷者7名、浸水家屋約400戸、家屋の流失・倒壊約35戸、その他河川・道路・橋梁等の公共土木施設に多大な被害を受け、これが契機となって、中小河川改修事業に着手し本格的な改修が始まった。

近年では、昭和63年9月豪雨により浸水被害(浸水面積約2,400ha、浸水家屋約80戸)を受けている。その他の主要な洪水としては、昭和47年、49年、50年などがあげられる。

南部川は、4.0kmより下流部の左岸は概ね築堤が完成しているものの、右岸は築堤未完成箇所が多く概ね2年に1回程度の確率で氾濫する恐れがある。また、4.0kmより上流部の左岸は、山付け部以外は無堤であり、現況流下能力は非常に小さい。現在も梅雨前線や台風などの洪水により被害を受ける恐れがあるため、早急に築堤を行い治水安全度を向上させる必要がある。

古川は、1.5kmより下流部は河道改修工事が進められているが、上流部は河積が狭小であるため現況流下能力が小さく、概ね2年に1回程度の確率で氾濫する恐れがある。したがって、早急に河道拡幅・河床掘削を行い流下能力を向上させる必要がある。

一方、流域住民の被害に対する認識は高く、「大雨や台風の時、洪水により被害を受ける恐れがあると思っている」人が全体の6割を占め、「治水面での安全性が向上することを期待している」人が全体の8割を占めている。このような状況から、南部川及び古川における早期の治水対策が必要となっている。

第2項 利水に関する現状と課題

南部川の水は現在、主に農業用水として利用されている。農業用水は一ノ瀬堰にかかる辺川取水口の他、7井堰において取水を行っている。さらに、上流には旧南部町、旧南部川村、田辺市等における用水不足の解消及び新規畑地のかんがい用水の確保などを目的とした島ノ瀬ダム(総貯水量3,070千 m^3)が平成3年3月に完成している。この島ノ瀬ダムは国営南紀用水農業水利事業の一環として整備されたものである。

また、古川についても農業用水に利用されており、松の本用水やコトウ橋用水など6ヶ所で取水されている。

近年渇水による被害の報告はないが、水量の豊かさについての住民の感じ方は「あまり豊かでない」とする人が若干多くなっている。このようなことから、水利についてはあまり問題がないと思われる一方で、環境的な面での水の豊かさに配慮が必要となっており、関係機関と協議のうえ連携し、水利使用の適正化によって環境的な水量の確保に努める必要がある。

第3項 環境に関する現状と課題

流域の約9割を占める山地を縫って流れる南部川は、清らかな流れを呈し、多種多様な動植物が生息している。

南部川上流域は瀬と淵が連続してみられる。河岸の湿地部分は主にツルヨシ群落に覆われ、河岸にはネコヤナギ、スギ・ヒノキなどの河畔林が広がっている。それを生息場所として、タカハヤ、アユ、シマヨシノボリ、カワヨシノボリ、カワムツ、ドジョウ等の魚類、チュウサギ、カワウ、カワセミ等の鳥類、また、ウエノヒラタカゲロウ、イシガケチョウ、ムカシヤンマ等の昆虫類が生息している。

南部川中流域は瀬と淵が連続し、河岸の湿地部は主にツルヨシ群落が生育し、それ以外はスギ・ヒノキやウバメガシ群落等の河畔林で覆われている。それを生息場所として、アユ、シマヨシノボリ、カワムツ、ヌマムツ、ウグイ、タモロコ等の魚類、カワウ、カワセミ等の鳥類、キイロカワカゲロウ、ウエノヒラタカゲロウ、ハルゼミ等の昆虫類が生息している。

南部川下流域は河道幅が広く、概ね穏やかな平瀬が続き、中州が発達している。河岸の湿地部には、ツルヨシ群落が多くみられる。この区域での特徴のある動植物をあげると、両生類のカスミサンショウウオ、ボラやアベハゼ、オイカワ、シマヨシノボリ、アユ等の魚類、ミサゴ、チュウサギ、ハイタカ、カワセミ、カワウ、カモ類等の鳥類、シオクグ、シタキソウ、フサナキリスゲ等の植物、キイロカワカゲロウ、イシガケチョウ等の昆虫類が生息・生育している。また、河口付近は近年減少傾向にあるハマボウ(和歌山県レッドデータブックの準絶滅危惧種)の零細な自生地となっており、汽水域では本州で観測記録の少ないフネアマガイ(和歌山県レッドデータブックの学術的重要種)の生息が確認されている。

このように南部川は、ツルヨシ群落はじめ、中州、自然河岸や連続する変化のある瀬・淵等、生物の生息に適した豊かな自然環境を有している。

このため、瀬・淵やツルヨシ群落、中州など生物の生息・生育に必要な自然環境を保全する必要がある。また、堰な

どの河川横断工作物に対しては、河口から上流を生活空間としている移動性魚類に対して障害とならないような配慮が必要である。

一方河川利用に関しては、平成6年より「南部川ふるさとの川整備事業」が進められており、その事業の一環として、2.2km付近の左岸側の高水敷にテニスコートなどの親水公園が一部整備され、多くの人に利用されている。今後も高水敷を利用した地域住民の交流の場の整備と水辺に近づき親しめる親水空間を創出する必要がある。

古川上流域の川幅は約2~7m程度で、山間部の谷間を流れており、河床は概ね平坦となっている。植生については、河岸部の大半がイネ科の草本植生によって占められている。魚類はオイカワ、ヨシノボリ類などが生息しており、鳥類はツバメ、カワラヒラなどの普通種が確認されている。

古川下流域の川幅は約7~20m程度で、比較的緩やかに平野部を流れ、河床は上流域と同様概ね平坦な河床形態となっている。南部川合流点付近にはツルヨシ群落が生育している他、左岸側にセイタカアワダチソウ、クズなど、右岸側には一年生草本群落がみられる。ツルヨシ群落は、カワラヒラ、ホオジロなど草地を好む鳥類の生息環境となっている。また、魚類については、南部川合流点付近ではボラ、オイカワ、フナ類、1.0km付近ではオイカワ、タモロコ、ヨシノボリ類が多く確認されている。2.8km付近では、水域と陸域を行き来し生息空間としている両生類のトノサマガエル(和歌山県レッドデータブックの準絶滅危惧種)が確認されている。

一方、河道は、南部川合流点より1.5km区間は改修工事が進められており、コンクリートブロック護岸で被覆され護岸には空隙がなく、水域と陸域の連続性が分断されているため、魚類や昆虫類など多様な生物が生息できる環境への向上が必要である。

流域住民がもっている古川の将来像として、「動植物などの自然が豊かな川」を望む人が「水のきれいな川」「洪水の被害から地域を守る川」を望む人に次いで第3位となっており、「環境」への関心が比較的高いものとなっている。

このようなことから、多様な生物が生息・生育する環境を整備することが必要であるとともに、河川横断工作物に対しては、河口から上流域を生活空間としている移動性魚類に対して障害とならないよう縦断的な連続性の配慮が必要である。

南部川(南部大橋より上流の水域)は環境基準のA類型(BOD₂mg/l以下)に指定されている。近年の水質の現状は、水質環境基準点(南部大橋)において、一般的水質指標であるBOD₇₅%値が平成9年以前は基準値を超えることが多々

あったが(H2年度からH9年度までの各年の75%値の総平均が約3.6mg/l)、公共下水道や農業集落排水事業の進捗により、平成10年度以降は基準値を満たしており、良好な水質を呈している。

一方、古川は環境基準のB類型(BOD3mg/l以下)に指定されているが、生活雑排水等が原因でBOD75%値は基準値を超えている。また、類型指定のない南部川河口でも、平成10年度以降、南部大橋地点と比べBOD75%値が高い。住民からも水が汚いという意見が多く、水質改善への取り組みが望まれている。

なお、「水質改善への方策」に対する住民の意見は、「下水道・集落排水施設の整備を進める」が最も多かった。

第2章 南部川水系河川整備計画対象区間

二級河川南部川水系の河川のうち、和歌山県知事が管理する全区間を対象とし、そのうち背後地の資産の状況、過去の浸水状況等を踏まえ、下記の区間について事業を実施する。

- ・南部川：0.0K～5.68K間のL=5.68km
- ・古川：0.0K～3.07K間のL=3.07km

第3章 南部川水系河川整備計画対象期間

計画策定から概ね30年間とする。

第4章 南部川水系河川整備計画の目標に関する事項

南部川は、南部平野を貫流する川であり、みなべ町住民にやすらぎの場、憩いの場を提供するものである。河川整備計画では南部川の洪水に対する安全性を確保するとともに、豊かな自然環境を守り、育て、潤いのある空間を求めて、人々が集うことができる川づくりを行う。

第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

南部川流域に大きな被害をもたらした昭和63年9月洪水を安全に流下できる計画規模として、概ね10年に1度程度の確率で発生する規模の洪水を対象として河川整備を実施する。また、地域社会の防災力の向上を図るため、氾濫、浸水区域、避難地、避難経路等を示したハザードマップの作成支援、住民参加の防災教育・訓練などソフト面からの取り組みを進め、超過洪水が発生した場合の被害軽減を図る。

更に、東南海・南海地震に備えるために堤防の耐震点検を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて耐震補強を実施する。また、津波来襲時の樋門などの迅速な操作・開閉時間の短縮化を可能とするため、施設の整備と情報伝達経路等の整備、及び津波ハザードマップの早期作成に向け関係機関との連携に努める。

第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

南部川及び古川の河川水は主に農業用水に利用されている。河川内の動植物の生息・生育、流水の清潔保持等に必要の流量とともに、これらの重要性はますます高くなっている。流水の正常な機能を維持するため、渇水時の流況とともに水利使用の実態を把握し、それらをもとに関係機関と連携を図りながら適正な水管理、水利用に努める。

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

南部川及び古川においては、魚類、昆虫類、両生類や渡り鳥の繁殖期に必要な生息空間となっているツルヨシ群落等の河道植生については、住民の意見等を踏まえ、適正な保全に努める。ただし、植生の繁茂により河積不足が生じないように植生管理を行う。また、瀬・淵については、人工的な改変は最小限に抑える。

南部川下流部は、現在地域と一体となった「ふるさとの川整備事業」として、一部テニスコート等親水公園が整備され、多くの人によって利用されている。今後も地域住民の憩いと安らぎの場となる水辺空間の創出に努める。

水質については、流域で進められる公共下水道、農業集落排水施設の整備とあわせ、流入負荷削減のため関係機関と連携を図りながら、法令に基づく排水規制の徹底や河川環境保全意識の啓発を図ること等により、水質向上に努める。また、下流部のよどみを解消するため、河口砂州を適切に維持管理する。

尚、工事実施に際しては、環境アドバイザー等の意見を聞きながら、環境への影響を最小限に抑えられる工法での工事実施に努める。

第5章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

本計画が対象とする期間内に河川改修を行うことにより、概ね10年に1度程度の確率で発生する規模の洪水における基準地点四郎橋での流量760m³/sを安全に流下させるものとする。

実施に際しては、南部川は河積確保のための築堤及び低水部の一部掘削、古川は1.5kmより上流の未改修区間の河道拡幅を行う。

南部川の施工場所にはツルヨシ群落をはじめとする河道植生が多くみられることから、これらの適正な保全に努める。ただし、植生の繁茂により河積不足が生じないように植生管理を行う。

古川の未改修区間については、植物の生育環境や魚類の生息環境に配慮した河川工事を進める。

河川改修の概要は表5-1、図5-2のとおり、標準断面図

は図5-3のとおりである。

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

堤防、護岸等の機能を維持するため、定期的にそれらの点検を行うとともに、河道の流下能力を確保するために、堆積土砂の除去や樹木の管理等を行う。その際は、生物の生息・生育環境に配慮し、負荷の少ない工法に努める。さらに、河川管理に重要な雨量データの収集等、水文資料の充実を図るものとする。

また、流域住民との連携、協働により、草刈り、ゴミ拾い等の河川美化をはじめとした啓発活動に努める。

第6章 その他河川整備を総合的にを行うために必要な事項

沿川住民への防災意識の啓発、高揚を図り、洪水の警戒や避難等を迅速に行えるよう、ソフト面の対策の強化に努めるとともに、出水時には、円滑な水防活動や避難等に役立つ水文情報の提供を行う。

また、豊かな自然環境を保全し、将来へ良好な姿で引き継いでいくためには、河川の自然環境に対する理解を深めるとともに河川愛護の啓発並びに河川整備と維持管理に対する住民の協働が不可欠である。そのため、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供するとともに、お互いの情報交換の機会を創出する等、河川管理者と流域住民との連携強化を図る。

なお、文書中の図表については省略し、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部治水課に備え付け、縦覧に供する。